

「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」の一部改訂について

- 山梨県環境整備センターでは、「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」に基づき、石綿粉じんの測定を年2回、騒音・振動の測定を年1回実施してきたところであるが、平成25年12月にセンターの閉鎖を決定し、平成26年度には最終覆土工事を実施した。
- 次の理由から、公害防止細目規程で定める別表の一部を改訂し、石綿粉じん、騒音及び振動の測定を終了する。
 - ・ 最終覆土工事の完了に伴い、今後、廃棄物が飛散・流出するおそれなくなったこと。
 - ・ センターの閉鎖に伴い、センター内への重機や大型車両等の乗り入れはなくなったこと。
- なお、これまで石綿粉じん、騒音及び振動の測定結果が、公害防止細目規程で定める保全目標値を超過したことはない。

【改訂内容】

- 1 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」第9条
 - ・ 「別表2から別表11までに」を「別表2から別表9までに」に変更する。
- 2 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表9「石綿粉じんの測定」
 - ・ 削除。
- 3 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表10「騒音・振動の測定」
 - ・ 削除。
- 4 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表11「悪臭の測定」
 - ・ 別表9及び10の削除に伴い、別表番号を11から9に繰り上げる。

○改訂前、改訂後の対照表は次頁のとおり。

1 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」

改訂前																																														
<p>(環境モニタリングの実施等)</p> <p>第9条 事業団は、放流水等の水質検査等の環境モニタリングを別表2から別表11までに定めるとおり実施し、定期的に、その結果を市に報告するものとする。</p> <p>別表8 発生ガスの測定 測定場所：埋立地内の堅型集排水管 項目及び測定回数 (測定回数：回/年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>測定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メタン</td> <td>ppm</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素</td> <td>vol%</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>ppm</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td>ppm</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表9 石綿粉じんの測定 測定場所：埋立地内・敷地境界（2地点）の3箇所 項目及び測定回数 (測定回数：回/年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>保全目標</th> <th>測定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石綿粉じん濃度</td> <td>本/L</td> <td>10以下</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表10 騒音及び振動の測定 測定場所：センター敷地境界1箇所 項目及び測定回数 (測定回数：回/年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>保全目標</th> <th>測定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音レベル</td> <td>dB</td> <td>85以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>振動レベル</td> <td>dB</td> <td>75以下</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表11 悪臭の測定 測定場所：センター敷地境界1箇所 項目及び測定回数 (測定回数：回/年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>保全目標</th> <th>測定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臭気指数</td> <td>—</td> <td>13以下</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>				項目	単位	測定回数	メタン	ppm	2	二酸化炭素	vol%	2	硫化水素	ppm	2	アンモニア	ppm	2	項目	単位	保全目標	測定回数	石綿粉じん濃度	本/L	10以下	2	項目	単位	保全目標	測定回数	騒音レベル	dB	85以下	1	振動レベル	dB	75以下	1	項目	単位	保全目標	測定回数	臭気指数	—	13以下	2
項目	単位	測定回数																																												
メタン	ppm	2																																												
二酸化炭素	vol%	2																																												
硫化水素	ppm	2																																												
アンモニア	ppm	2																																												
項目	単位	保全目標	測定回数																																											
石綿粉じん濃度	本/L	10以下	2																																											
項目	単位	保全目標	測定回数																																											
騒音レベル	dB	85以下	1																																											
振動レベル	dB	75以下	1																																											
項目	単位	保全目標	測定回数																																											
臭気指数	—	13以下	2																																											

改訂後																										
<p>(環境モニタリングの実施等)</p> <p>第9条 事業団は、放流水等の水質検査等の環境モニタリングを別表2から別表9までに定めるとおり実施し、定期的に、その結果を市に報告するものとする。</p> <p>別表8 発生ガスの測定 測定場所：埋立地内の堅型集排水管 項目及び測定回数 (測定回数：回/年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>測定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メタン</td> <td>ppm</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素</td> <td>vol%</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>ppm</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td>ppm</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>別表9 悪臭の測定 測定場所：センター敷地境界1箇所 項目及び測定回数 (測定回数：回/年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>保全目標</th> <th>測定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臭気指数</td> <td>—</td> <td>13以下</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>				項目	単位	測定回数	メタン	ppm	2	二酸化炭素	vol%	2	硫化水素	ppm	2	アンモニア	ppm	2	項目	単位	保全目標	測定回数	臭気指数	—	13以下	2
項目	単位	測定回数																								
メタン	ppm	2																								
二酸化炭素	vol%	2																								
硫化水素	ppm	2																								
アンモニア	ppm	2																								
項目	単位	保全目標	測定回数																							
臭気指数	—	13以下	2																							